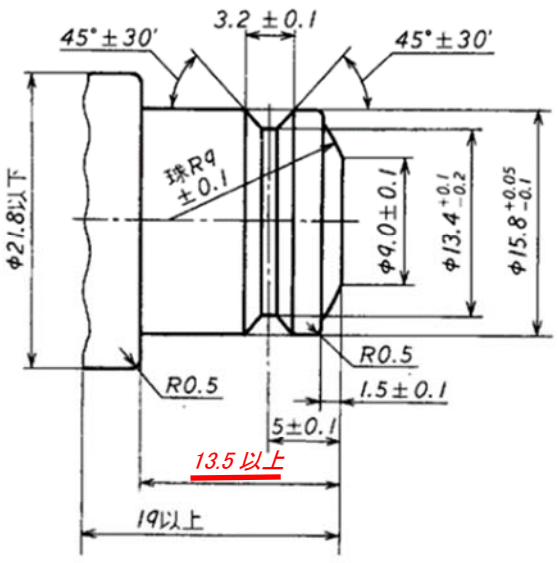
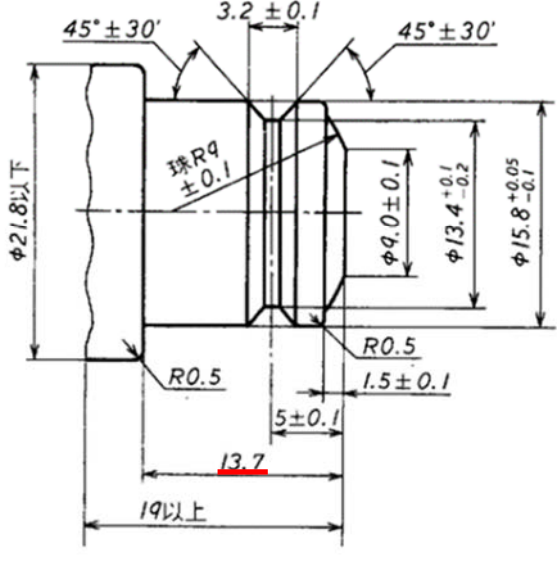


LIA-220 ガス栓検査規程 新旧対照表（令和2年7月1日改正）

第2章 技術上の基準、検査の方法及び検査の合格基準

新			旧			備考
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	
1 本体及び過流出安全機構(出口側に接続する硬質管以外の管又はソケットが外れたとき、液化石油ガスの圧力により自動的に液化石油ガスの通路が閉ざされる構造のものをいう。以下同じ。)の金属の部分は、JIS S 2120(2019)ガス栓の表 16 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属で製造されており、かつ、使用上支障のあるすその他の欠陥がないこと。	1(1) JIS S 2120(2019)ガス栓の表 16 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料であることを確認すること。 (2) JIS S 2120(2019)ガス栓の表 16 耐食性のある金属材料に定める規格に適合しない金属については、次に掲げる方法により確認すること。 イ 表面に塗装を施したものの以外については、JIS S 2120(2019)ガス栓の 9.3 耐食性試験 a)に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。 ロ 表面に塗装を施したものについては、JIS S 2120(2019)ガス栓の 9.3 耐食性試験 b)に定める規格に適合する方法により試験を行い、さび、膨れ又ははく離のないことを確認すること。 (3) 使用上支障のあるすその他の欠陥については、目視等により確認すること。	1(1) B欄に掲げる耐食性材料であることを確認したのもをもって合格したものとす。 (2)イ B欄に掲げる方法により試験を行い、JIS Z 2371(2015)塩水噴霧試験方法の 附属書 JC に定める規格に適合する方法により判定を行ったとき、腐食がないか若しくはレイティングナンバ 9.8 の腐食面積率であることを確認したのもをもって合格したものとす。 ロ B欄に掲げる方法により試験を行い、目視等によりさび、膨れ又ははく離のないことを確認したのもをもって合格したものとす。 (3) 使用上支障のあるすその他の欠陥のないことについては、目視等により確認したのもをもって合格したものとす。	1 本体及び過流出安全機構(出口側に接続する硬質管以外の管又はソケットが外れたとき、液化石油ガスの圧力により自動的に液化石油ガスの通路が閉ざされる構造のものをいう。以下同じ。)の金属の部分は、日本工業規格 S 2120(2000)ガス栓の表 15 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属で製造されており、かつ、使用上支障のあるすその他の欠陥がないこと。	1(1) 日本工業規格 S 2120(2000)ガス栓の表 15 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料であることを確認すること。 (2) 日本工業規格 S 2120(2000)ガス栓の表 15 耐食性のある金属材料に定める規格に適合しない金属については、次に掲げる方法により確認すること。 イ 表面に塗装を施したものの以外については、日本工業規格 S 2120(2000)ガス栓の 8.3 耐食性試験 a)に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。 ロ 表面に塗装を施したものについては、日本工業規格 S 2120(2000)ガス栓の 8.3 耐食性試験 b)に定める規格に適合する方法により試験を行い、さび、膨れ又ははく離のないことを確認すること。 (3) 使用上支障のあるすその他の欠陥については、目視等により確認すること。	1(1) B欄に掲げる耐食性材料であることを確認したのもをもって合格したものとす。 (2)イ B欄に掲げる方法により試験を行い、日本工業規格 Z 2371(2000)塩水噴霧試験方法の 16. 判定方法 a)面積法に定める規格に適合する方法により判定を行ったとき、腐食がないか若しくはレイティングナンバ 9.8 の腐食面積率であることを確認したのもをもって合格したものとす。 ロ B欄に掲げる方法により試験を行い、目視等によりさび、膨れ又ははく離のないことを確認したのもをもって合格したものとす。 (3) 使用上支障のあるすその他の欠陥のないことについては、目視等により確認したのもをもって合格したものとす。	引用 JIS 最新版の適用 通達との整合
2 略	2 略	2 略	2 略	2 略	2 略	
3 本体と栓との間に弾性材を使用しないものの栓は、金属製の栓にあっては次の(1)に掲げる基準に、金属製の栓以外の栓にあっては次の(2)から(4)までに掲げる基準に適合するものであること。 (1) 使用上支障のあるすその他の欠陥がないこと。 (2) 使用上支障のある傷その他の欠陥がないこと。	3(1) 使用上支障のあるすその他の欠陥については、目視等により確認すること。 (2) 使用上支障のある傷その他の欠陥については、目視等により確認すること。	3(1) 使用上支障のあるすその他の欠陥については、目視等により確認したのもをもって合格したものとす。 (2) 使用上支障のある傷その他の欠陥については、目視等により確認したのもをもって合格したものとす。	3 本体と栓との間に弾性材を使用しないものの栓は、金属製の栓にあっては次の(1)に掲げる基準に、金属製の栓以外の栓にあっては次の(2)から(4)までに掲げる基準に適合するものであること。 (1) 使用上支障のあるすその他の欠陥がないこと。 (2) 使用上支障のある傷その他の欠陥がないこと。	3(1) 使用上支障のあるすその他の欠陥については、目視等により確認すること。 (2) 使用上支障のある傷その他の欠陥については、目視等により確認すること。	3(1) 使用上支障のあるすその他の欠陥については、目視等により確認したのもをもって合格したものとす。 (2) 使用上支障のある傷その他の欠陥については、目視等により確認したのもをもって合格したものとす。	

新			旧			備考
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	
(3) 液化石油ガスに侵されないものであること。	(3) 液化石油ガスに侵されないことについては、 <u>JIS S 2120(2019)ガス栓の 9.17.1 弾性材, Oリング, パッキン及び弾性材以外のプラスチックの試験により試験を行ったとき、質量変化率が 20%以内</u> であり、かつ、使用上支障のあるぜい化、 <u>膨潤、軟化、収縮等</u> のないことを確認すること。	(3) B欄に掲げる <u>方法により試験を行ったとき、質量変化率が 20%以内</u> であること及び目視等により使用上支障のあるぜい化、 <u>膨潤、軟化、収縮等</u> のないことを確認したものをもって合格したものとする。	(3) 液化石油ガスに侵されないものであること。	(3) 液化石油ガスに侵されないことについては、 <u>次に掲げる試験液及び空気の中に 24 時間以上放置した後、体積変化率が 1.5%以内</u> であり、かつ、使用上支障のあるぜい化、軟化等のないことを確認すること。 <u>イ 温度 -20℃以下のプロパン 50%以上 80%以下、プロピレン 10%以上 40%以下及びブタジエン 2%以上の混合液</u> <u>ロ 温度 40℃以上のプロパン 50%以上 80%以下、プロピレン 10%以上 40%以下及びブタジエン 2%以上の混合液</u> <u>ハ 温度 -25℃以下の空気</u>	(3) B欄に掲げる <u>試験液及び空気の中に 24 時間以上放置した後、デシケータの中に約 40 分間入れ 60 分間以内に体積を測定し、体積変化率が 1.5%以内</u> であること及び目視等により使用上支障のあるぜい化、軟化等のないことを確認したものをもって合格したものとする。	JIS S 2120(2019)との整合 通達との整合
(4) 温度 150℃において溶融しないものであること。	(4) 溶融しないことについては、温度 150℃の恒温槽に 1 時間以上放置した後、目視等により確認すること。	(4) B欄に掲げる方法により試験を行い、目視等により確認したものをもって合格したものとする。	(4) 温度 150℃において溶融しないものであること。	(4) 溶融しないことについては、温度 150℃の恒温槽に 1 時間以上放置した後、目視等により確認すること。	(4) B欄に掲げる方法により試験を行い、目視等により確認したものをもって合格したものとする。	
4 スプリング及びスプリング座金は、 <u>JIS S 2120(2019)ガス栓の表 16</u> 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属で製造されたものであること。	4 検査の方法の欄(1)及び(2)に定める方法により試験を行い、確認すること。	4 B欄(1)及び(2)に定める方法により試験を行い、確認したものをもって合格したものとする。	4 スプリング及びスプリング座金は、 <u>日本工業規格 S 2120(2000)ガス栓の表 15</u> 耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属で製造されたものであること。	4 検査の方法の欄(1)及び(2)に定める方法により試験を行い、確認すること。	4 B欄(1)及び(2)に定める方法により試験を行い、確認したものをもって合格したものとする。	引用 JIS 最新版の適用 通達との整合
5~6 略	5~6 略	5~6 略	5~6 略	5~6 略	5~6 略	
7 出口側の取付部に硬質管(燃烧器具接続用金属フレキシブルホースを除く。)を接続するもの(以下「ねじガス栓」という。)及び出口側の取付部に燃烧器具接続用金属フレキシブルホース、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース又は燃烧器具を接続するもの(以下「可とう管ガス栓」という。)にあつては、入口側及び出口側の取付部は、次のいずれかの基準に適合すること。 (1) ねじ込み式のものにあつては、 <u>JIS B 0203(1999)管用テーパねじ</u> に定める規格に適合すること。	7(1) 管用テーパねじにあつては、 <u>JIS B 0253(1985)管用テーパねじ</u> に定める規格に適合するゲージを用いて確認すること。	7 B欄に掲げる方法により、確認したものをもって合格したものとする。	7 出口側の取付部に硬質管(燃烧器具接続用金属フレキシブルホースを除く。)を接続するもの(以下「ねじガス栓」という。)及び出口側の取付部に燃烧器具接続用金属フレキシブルホース、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース又は燃烧器具を接続するもの(以下「可とう管ガス栓」という。)にあつては、入口側及び出口側の取付部は、次のいずれかの基準に適合すること。 (1) ねじ込み式のものにあつては、 <u>日本工業規格 B 0203(1999)管用テーパねじ</u> に定める規格に適合すること。	7(1) 管用テーパねじにあつては、 <u>日本工業規格 B 0253(1985)管用テーパねじ</u> に定める規格に適合するゲージを用いて確認すること。	7 B欄に掲げる方法により、確認したものをもって合格したものとする。	引用 JIS 最新版の適用 通達との整合

新			旧			備考	
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)		
<p>(2) ユニオン接合するものにおいて、<a href="#">JIS B 2301(2013)</a>ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手の表A.19 I形のユニオンに定める規格に適合すること。</p> <p>(3) 配管用フレキ管を接続するものにおいて、配管用フレキ管と確実に接続できる構造を有すること。</p>	<p>(2) ユニオン継手を使用するもののねじにあっては、ねじゲージ、ノギス、マイクロメータ等を用いて測定し、確認すること。</p> <p>(3) 配管用フレキ管と確実に接続できることについては、配管用フレキ管にその構造に応じた専用継手を取り付け、ナット及び押輪等を締め付けることなどにより、確実に接続できることを確認すること。ただし、配管用フレキ管との接続部は、ねじガス栓以外のガス栓にあっては入口側とする。</p>		<p>合すること。</p> <p>(2) ユニオン接合するものにおいて、<a href="#">日本工業規格 B 2301(2004)</a>ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手の付表19 I形のユニオンに定める規格に適合すること。</p> <p>(3) 配管用フレキ管を接続するものにおいて、配管用フレキ管と確実に接続できる構造を有すること。</p>	<p>(2) ユニオン継手を使用するもののねじにあっては、ねじゲージ、ノギス、マイクロメータ等を用いて測定し、確認すること。</p> <p>(3) 配管用フレキ管と確実に接続できることについては、配管用フレキ管にその構造に応じた専用継手を取り付け、ナット及び押輪等を締め付けることなどにより、確実に接続できることを確認すること。ただし、配管用フレキ管との接続部は、ねじガス栓以外のガス栓にあっては入口側とする。</p>			
8 略	8 略	8 略	8 略	8 略	8 略		
<p>9 ホースガス栓にあっては、出口側の取付部は、図1又は図2のいずれかの形状を有すること。</p> <p>図1 略</p>	<p>9 ホースガス栓の出口側の取付部にあっては、ノギス、マイクロメータ等により測定して確認すること。</p>	<p>9 B欄に掲げる方法により確認したのもをもって合格したものとす。ただし、寸法公差の指定のないものの公差は±8%とし、図1の◎及び◎の寸法並びに図2のR0.5の寸法については参考値とする。</p>	<p>9 ホースガス栓にあっては、出口側の取付部は、図1又は図2のいずれかの形状を有すること。</p> <p>図1 略</p>	<p>9 ホースガス栓の出口側の取付部にあっては、ノギス、マイクロメータ等により測定して確認すること。</p>	<p>9 B欄に掲げる方法により確認したのもをもって合格したものとす。ただし、寸法公差の指定のないものの公差は±8%とし、図1の◎及び◎の寸法並びに図2のR0.5の寸法については参考値とする。</p>	<p>JIS S 2190(2019)との整合 通達との整合</p>	
<p>図2 単位 [mm]</p> 			<p>図2 単位 [mm]</p> 				

新			旧			備考																																																																												
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)																																																																													
<p>10 呼び及び口数は、次の表の名称の欄に掲げるガス栓ごとにそれぞれ同表の呼び及び口数の欄に掲げる呼び及び口数に適合するものであること。</p> <p>ただし、ガスメーターと調整器を接続するため一体成形した配管ユニットに組み込まれるガス栓であって、ドレン抜きを備えているねじガス栓(以下、「ドレン抜き一体型ねじガス栓」という。)については、入口側の呼びを 1/2、出口側の呼びを 1/2 又は 3/4 とする。また、このガス栓については、技術上の基準の欄の 22 及び 30 を除き、呼び 1/2 とする。</p> <table border="1" data-bbox="231 814 688 1348"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">呼び</th> <th colspan="2">口数</th> </tr> <tr> <th>入口側</th> <th>出口側</th> <th>入口側</th> <th>出口側</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">ねじガス栓</td> <td colspan="2">1/2</td> <td rowspan="6">1口</td> <td rowspan="6">1口</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3/4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 1/4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 1/2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">可とう管ガス栓</td> <td colspan="2">1/2</td> <td rowspan="3">1口</td> <td rowspan="3">1口</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3/4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>ホースガス栓</td> <td>1/2</td> <td>9.5mm</td> <td>1口 又は 2口</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 「1/2」等は、<a href="#">JIS B 0203(1999)</a>管用テーパねじに定めるねじの呼び又は <a href="#">JIS B 2301(2013)</a>ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手の表 A.19 I 形のユニオンに定める呼びである。以下同じ。</p> <p>2 「9.5mm」は、技術上の基準の欄の9の図 1 又は図 2 の形状のホースガス栓に係るものをいう。以下同じ。</p> <p>3 配管用フレキ管を接続するガス栓の呼びは、ねじガス栓にあってはねじ接続側の呼びとし、その他のものにあつては出口側の呼びとする。以下同じ。</p>	名称	呼び		口数		入口側	出口側	入口側	出口側	ねじガス栓	1/2		1口	1口	3/4		1		1 1/4		1 1/2		2		可とう管ガス栓	1/2		1口	1口	3/4		1		ホースガス栓	1/2	9.5mm	1口 又は 2口		10 目視等により確認すること。	10 A欄に掲げる基準に適合することを目視により確認したのものをもって合格したものとする。	<p>10 呼び及び口数は、次の表の名称の欄に掲げるガス栓ごとにそれぞれ同表の呼び及び口数の欄に掲げる呼び及び口数に適合するものであること。</p> <p>ただし、ガスメーターと調整器を接続するため一体成形した配管ユニットに組み込まれるガス栓であって、ドレン抜きを備えているねじガス栓(以下、「ドレン抜き一体型ねじガス栓」という。)については、入口側の呼びを 1/2、出口側の呼びを 1/2 又は 3/4 とする。また、このガス栓については、技術上の基準の欄の 22 及び 30 を除き、呼び 1/2 とする。</p> <table border="1" data-bbox="1389 814 1846 1348"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">呼び</th> <th colspan="2">口数</th> </tr> <tr> <th>入口側</th> <th>出口側</th> <th>入口側</th> <th>出口側</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">ねじガス栓</td> <td colspan="2">1/2</td> <td rowspan="6">1口</td> <td rowspan="6">1口</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3/4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 1/4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 1/2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">可とう管ガス栓</td> <td colspan="2">1/2</td> <td rowspan="3">1口</td> <td rowspan="3">1口</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3/4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>ホースガス栓</td> <td>1/2</td> <td>9.5mm</td> <td>1口 又は 2口</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 「1/2」等は、<a href="#">日本工業規格 B 0203(1999)</a>管用テーパねじに定めるねじの呼び又は <a href="#">日本工業規格 B 2301(2004)</a>ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手の付表 19 I 形のユニオンに定める呼びである。以下同じ。</p> <p>2 「9.5mm」は、技術上の基準の欄の9の図 1 又は図 2 の形状のホースガス栓に係るものをいう。以下同じ。</p> <p>3 配管用フレキ管を接続するガス栓の呼びは、ねじガス栓にあってはねじ接続側の呼びとし、その他のものにあつては出口側の呼びとする。以下同じ。</p>	名称	呼び		口数		入口側	出口側	入口側	出口側	ねじガス栓	1/2		1口	1口	3/4		1		1 1/4		1 1/2		2		可とう管ガス栓	1/2		1口	1口	3/4		1		ホースガス栓	1/2	9.5mm	1口 又は 2口		10 目視等により確認すること。	10 A欄に掲げる基準に適合することを目視により確認したのものをもって合格したものとする。	引用 JIS 最新版の適用 通達との整合
名称		呼び		口数																																																																														
	入口側	出口側	入口側	出口側																																																																														
ねじガス栓	1/2		1口	1口																																																																														
	3/4																																																																																	
	1																																																																																	
	1 1/4																																																																																	
	1 1/2																																																																																	
	2																																																																																	
可とう管ガス栓	1/2		1口	1口																																																																														
	3/4																																																																																	
	1																																																																																	
ホースガス栓	1/2	9.5mm	1口 又は 2口																																																																															
名称	呼び		口数																																																																															
	入口側	出口側	入口側	出口側																																																																														
ねじガス栓	1/2		1口	1口																																																																														
	3/4																																																																																	
	1																																																																																	
	1 1/4																																																																																	
	1 1/2																																																																																	
	2																																																																																	
可とう管ガス栓	1/2		1口	1口																																																																														
	3/4																																																																																	
	1																																																																																	
ホースガス栓	1/2	9.5mm	1口 又は 2口																																																																															
11~20 略	11~20 略	11~20 略	11~20 略	11~20 略	11~20 略																																																																													

新			旧			備考																																																																																							
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)																																																																																								
21 22.5kPa の圧力における液化石油ガスの漏れ量が 20mL/h 以下であること。	21 空気圧を 22.5kPa として、 <a href="#">JIS S 2120(2019)</a> ガス栓の <a href="#">9.4</a> 気密試験 a)に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	21 B欄に掲げる方法により試験を行い、液化石油ガスの漏れ量が 20mL/h 以下であることを確認したものを合格したものとす。	21 22.5kPa の圧力における液化石油ガスの漏れ量が 20mL/h 以下であること。	21 空気圧を 22.5kPa として、 <a href="#">日本工業規格 S 2120(2000)</a> ガス栓の <a href="#">8.4</a> 気密試験 a)に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。	21 B欄に掲げる方法により試験を行い、液化石油ガスの漏れ量が 20mL/h 以下であることを確認したものを合格したものとす。	引用 JIS 最新版の適用																																																																																							
22 空気を通した場合の入口側と出口側の圧力差が 0.1kPa のとき、出口一口当たりの通過空気量が次の表のガス栓の種類に掲げるガス栓ごとにそれぞれ同表の流量の欄に掲げる流量以上であること。	22(1) 水柱計の圧力を 2.8kPa、差圧計の圧力差を 0.1kPa として、 <a href="#">JIS S 2120(2019)</a> ガス栓の <a href="#">9.5</a> 流量試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。 (2) 出口側の口数が二口のものにあっては、それぞれの流量を測定して確認すること。 (3) I 型形状ねじガス栓(ねじガス栓(ドレン抜き一体型を除く。))であって、ガスの入口方向と出口方向が一直線上に配置されているものをいう。以下同じ。)以外のねじガス栓にあっては、以下の基準に適合するものであることを確認すること。 イ 取付部を含む本体の材質は、 <a href="#">JIS B 2301(2013)</a> ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手の 8.1 <a href="#">継手の</a> 材料に規定する材料若しくは同等以上の材料であること。 ロ ガス栓の流量値は、次の基準に適合するものであること。 (イ) 当該ねじガス栓の栓部を囲む部分と、同等の形状及び同一の通過断面積をもつI型形状ねじガス栓を用いて、(1)に規定する方法により測定した流量値は、(1)に規定する流量値以上であること。 (ロ) (イ)項で用いたI型形状ねじガス栓に、当該ねじガス栓と同等の形状となるように <a href="#">JIS B 2301(2013)</a> ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手の <a href="#">表 A.2</a> に規定する I 形のめすおすエルボ(ストリートエルボ)又は <a href="#">表 A.9</a> に規定する I 形のめすおすショートベンドを入口側又は出口側	22 B欄に掲げる方法により試験を行い、基準に適合することを確認したものを合格したものとす。ただし、B欄(3)に掲げるI型形状ねじガス栓以外のねじガス栓であって、設計流量値がA欄に規定する流量値以上である場合にあっては、B欄(1)の方法により確認すること。	22 空気を通した場合の入口側と出口側の圧力差が 0.1kPa のとき、出口一口当たりの通過空気量が次の表のガス栓の種類に掲げるガス栓ごとにそれぞれ同表の流量の欄に掲げる流量以上であること。	22(1) 水柱計の圧力を 2.8kPa、差圧計の圧力差を 0.1kPa として、 <a href="#">日本工業規格 S 2120(2000)</a> ガス栓の <a href="#">8.5</a> 流量試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。 (2) 出口側の口数が二口のものにあっては、それぞれの流量を測定して確認すること。 (3) I 型形状ねじガス栓(ねじガス栓(ドレン抜き一体型を除く。))であって、ガスの入口方向と出口方向が一直線上に配置されているものをいう。以下同じ。)以外のねじガス栓にあっては、以下の基準に適合するものであることを確認すること。 イ 取付部を含む本体の材質は、 <a href="#">日本工業規格 B 2301(2004)</a> ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手の 8.1 材料に規定する材料若しくは同等以上の材料であること。 ロ ガス栓の流量値は、次の基準に適合するものであること。 (イ) 当該ねじガス栓の栓部を囲む部分と、同等の形状及び同一の通過断面積をもつI型形状ねじガス栓を用いて、(1)に規定する方法により測定した流量値は、(1)に規定する流量値以上であること。 (ロ) (イ)項で用いたI型形状ねじガス栓に、当該ねじガス栓と同等の形状となるように <a href="#">日本工業規格 B 2301(2004)</a> ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手の <a href="#">付表 2</a> に規定する I 形のめすおすエルボ(ストリートエルボ)又は <a href="#">付表 9</a> に規定する I 形のめすおすショートベンドを入口側又	22 B欄に掲げる方法により試験を行い、基準に適合することを確認したものを合格したものとす。ただし、B欄(3)に掲げるI型形状ねじガス栓以外のねじガス栓であって、設計流量値がA欄に規定する流量値以上である場合にあっては、B欄(1)の方法により確認すること。	引用 JIS 最新版の適用																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ガス栓の種類</th> <th colspan="2">流量 (単位 L/h)</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>呼び</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">ねじガス栓</td> <td rowspan="5">I型形状のもの</td> <td>1/2</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>3/4</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td>1 1/4</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>1 1/2</td> <td>29,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>47,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ドレン抜き一体型</td> <td>出口側 1/2</td> <td colspan="2">4,100</td> </tr> <tr> <td>出口側 3/4</td> <td colspan="2">4,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">可とう管ガス栓</td> <td>1/2</td> <td colspan="2">2,000</td> </tr> <tr> <td>3/4</td> <td colspan="2">4,000</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td colspan="2">6,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ホースガス栓</td> <td>10kW用器具</td> <td colspan="2">500</td> </tr> <tr> <td>15kW用器具</td> <td colspan="2">700</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)I 型形状以外のねじガス栓(ドレン抜き一体型を除く。)の流量は、設計流量値以上とする。</p>	ガス栓の種類		流量 (単位 L/h)		名称	呼び			ねじガス栓	I型形状のもの	1/2	6,000	3/4	10,000	1	13,000	1 1/4	21,000	1 1/2	29,000	2	47,000	ドレン抜き一体型	出口側 1/2	4,100		出口側 3/4	4,400		可とう管ガス栓	1/2	2,000		3/4	4,000		1	6,000		ホースガス栓	10kW用器具	500		15kW用器具	700		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ガス栓の種類</th> <th colspan="2">流量 (単位 L/h)</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>呼び</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">ねじガス栓</td> <td rowspan="5">I型形状のもの</td> <td>1/2</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>3/4</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td>1 1/4</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>1 1/2</td> <td>29,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>47,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ドレン抜き一体型</td> <td>出口側 1/2</td> <td colspan="2">4,100</td> </tr> <tr> <td>出口側 3/4</td> <td colspan="2">4,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">可とう管ガス栓</td> <td>1/2</td> <td colspan="2">2,000</td> </tr> <tr> <td>3/4</td> <td colspan="2">4,000</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td colspan="2">6,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ホースガス栓</td> <td>10kW用器具</td> <td colspan="2">500</td> </tr> <tr> <td>15kW用器具</td> <td colspan="2">700</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)I 型形状以外のねじガス栓(ドレン抜き一体型を除く。)の流量は、設計流量値以上とする。</p>	ガス栓の種類		流量 (単位 L/h)		名称	呼び			ねじガス栓	I型形状のもの	1/2	6,000	3/4	10,000	1	13,000	1 1/4	21,000	1 1/2	29,000	2	47,000	ドレン抜き一体型	出口側 1/2	4,100		出口側 3/4	4,400		可とう管ガス栓	1/2	2,000		3/4	4,000		1	6,000		ホースガス栓	10kW用器具	500		15kW用器具	700	
ガス栓の種類		流量 (単位 L/h)																																																																																											
名称	呼び																																																																																												
ねじガス栓	I型形状のもの	1/2	6,000																																																																																										
		3/4	10,000																																																																																										
		1	13,000																																																																																										
		1 1/4	21,000																																																																																										
		1 1/2	29,000																																																																																										
	2	47,000																																																																																											
ドレン抜き一体型	出口側 1/2	4,100																																																																																											
	出口側 3/4	4,400																																																																																											
可とう管ガス栓	1/2	2,000																																																																																											
	3/4	4,000																																																																																											
	1	6,000																																																																																											
ホースガス栓	10kW用器具	500																																																																																											
	15kW用器具	700																																																																																											
ガス栓の種類		流量 (単位 L/h)																																																																																											
名称	呼び																																																																																												
ねじガス栓	I型形状のもの	1/2	6,000																																																																																										
		3/4	10,000																																																																																										
		1	13,000																																																																																										
		1 1/4	21,000																																																																																										
		1 1/2	29,000																																																																																										
	2	47,000																																																																																											
ドレン抜き一体型	出口側 1/2	4,100																																																																																											
	出口側 3/4	4,400																																																																																											
可とう管ガス栓	1/2	2,000																																																																																											
	3/4	4,000																																																																																											
	1	6,000																																																																																											
ホースガス栓	10kW用器具	500																																																																																											
	15kW用器具	700																																																																																											

新			旧			備考																																																																				
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)																																																																					
	<p>に接続し、(1)に規定する方法により、流量を測定すること。</p> <p>(ハ) 当該ねじガス栓の流量を、(1)に規定する方法により測定したとき、当該流量値が(ロ)項で測定した流量値以上であり、かつ、設計流量値以上であること。</p> <p>ハ 設計流量値が、仕様書及び/又はカタログなどに表示されていることを確認すること。</p>			<p>は出口側に接続し、(1)に規定する方法により、流量を測定すること。</p> <p>(ハ) 当該ねじガス栓の流量を、(1)に規定する方法により測定したとき、当該流量値が(ロ)項で測定した流量値以上であり、かつ、設計流量値以上であること。</p> <p>ハ 設計流量値が、仕様書及び/又はカタログなどに表示されていることを確認すること。</p>																																																																						
<p>23 次の表のガス栓の種類の欄に掲げる種類ごとにそれぞれ同表の回転力の欄に掲げる回転力(ガスコンセントにあつては、40Nの操作力)以下で、円滑に開閉操作ができること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ガス栓の種類</th> <th>回転力 (単位 N・m)</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>呼び</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">ねじガス栓</td> <td>1/2</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>3/4</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>1 1/4</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>1 1/2</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">可とう管ガス栓</td> <td>1/2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>3/4</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>ホースガス栓</td> <td></td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table>	ガス栓の種類		回転力 (単位 N・m)	名称	呼び		ねじガス栓	1/2	3.0	3/4	4.0	1	5.0	1 1/4	6.0	1 1/2	8.0	可とう管ガス栓	1/2	0.6	3/4	1.2	1	1.8	ホースガス栓		0.6	<p>23 JIS S 2120(2019)ガス栓の 9.8 操作力試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。</p>	<p>23 B欄に掲げる方法により試験を行い、基準に適合することを確認したものをもちて合格したものとす</p>	<p>23 次の表のガス栓の種類の欄に掲げる種類ごとにそれぞれ同表の回転力の欄に掲げる回転力(ガスコンセントにあつては、40Nの操作力)以下で、円滑に開閉操作ができること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ガス栓の種類</th> <th colspan="2">回転力 (単位 N・m)</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>呼び</th> <th>鉄製のもの</th> <th>鉄製以外のもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">ねじガス栓</td> <td>1/2</td> <td>3.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>3/4</td> <td>4.0</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>5.0</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>1 1/4</td> <td>6.0</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>1 1/2</td> <td>8.0</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>10.0</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">可とう管ガス栓</td> <td>1/2</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>3/4</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1.8</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>ホースガス栓</td> <td></td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table>	ガス栓の種類		回転力 (単位 N・m)		名称	呼び	鉄製のもの	鉄製以外のもの	ねじガス栓	1/2	3.0	1.5	3/4	4.0	1.8	1	5.0	2.5	1 1/4	6.0	4.0	1 1/2	8.0	6.0	2	10.0	8.0	可とう管ガス栓	1/2	0.6	0.6	3/4	1.2	1.2	1	1.8	1.8	ホースガス栓		0.6	0.6	<p>23 日本工業規格 S 2120(2000)ガス栓の 8.7 操作力試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。</p>	<p>23 B欄に掲げる方法により試験を行い、基準に適合することを確認したものをもちて合格したものとす</p>	<p>引用 JIS 最新版の適用 通達との整合</p>
ガス栓の種類		回転力 (単位 N・m)																																																																								
名称	呼び																																																																									
ねじガス栓	1/2	3.0																																																																								
	3/4	4.0																																																																								
	1	5.0																																																																								
	1 1/4	6.0																																																																								
	1 1/2	8.0																																																																								
可とう管ガス栓	1/2	0.6																																																																								
	3/4	1.2																																																																								
	1	1.8																																																																								
ホースガス栓		0.6																																																																								
ガス栓の種類		回転力 (単位 N・m)																																																																								
名称	呼び	鉄製のもの	鉄製以外のもの																																																																							
ねじガス栓	1/2	3.0	1.5																																																																							
	3/4	4.0	1.8																																																																							
	1	5.0	2.5																																																																							
	1 1/4	6.0	4.0																																																																							
	1 1/2	8.0	6.0																																																																							
	2	10.0	8.0																																																																							
可とう管ガス栓	1/2	0.6	0.6																																																																							
	3/4	1.2	1.2																																																																							
	1	1.8	1.8																																																																							
ホースガス栓		0.6	0.6																																																																							
<p>24 次の表のガス栓の種類の欄に掲げる種類ごとにそれぞれ同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用した後、技術上の基準の欄の21及び23に定める基準に適合すること。</p>	<p>24 2.8kPaの圧力の空気を 1.5L/h以上 3.0L/h以下の流量で通過させながら、開閉の操作を毎分5回以上20回以下の速さで技術上の基準の欄に掲げる回数繰り返した後、検査の方法の欄の21及び23に定める試験を行い、確認すること。</p>	<p>24 B欄に掲げる方法により試験を行い、基準に適合することを確認したものをもちて合格したものとす</p> <p>ただし、開閉の速度は、ガス栓の呼びごとにそれぞれ次の表によるものとする。</p>	<p>24 次の表のガス栓の種類の欄に掲げる種類ごとにそれぞれ同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用した後、技術上の基準の欄の21及び23に定める基準に適合すること。</p>	<p>24 2.8kPaの圧力のブタンを 1.5L/h以上 3.0L/h以下の流量で通過させながら、開閉の操作を毎分5回以上20回以下の速さで技術上の基準の欄に掲げる回数繰り返した後、検査の方法の欄の21及び23に定める試験を行い、確認すること。</p>	<p>24 B欄に掲げる方法により試験を行い、基準に適合することを確認したものをもちて合格したものとす</p> <p>ただし、開閉の速度は、ガス栓の呼びごとにそれぞれ次の表によるものとする。</p>	<p>JIS S 2190(2019)との整合</p> <p>語句の修正</p>																																																																				

新			旧			備考																																																								
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ガス栓の種類</th> <th rowspan="2">回数</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>呼び</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ねじガス栓</td> <td></td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">可とう管 ガス栓</td> <td>1/2</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>3/4</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>ホース ガス栓</td> <td></td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	ガス栓の種類		回数	名称	呼び	ねじガス栓		1,000	可とう管 ガス栓	1/2	10,000	3/4	3,000	1	3,000	ホース ガス栓		10,000		<table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び</th> <th>開閉速さ(回/分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/2</td> <td rowspan="2">5 以上 20 以下</td> </tr> <tr> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td rowspan="5">5 以上 10 以下</td> </tr> <tr> <td>1 1/4</td> </tr> <tr> <td>1 1/2</td> </tr> <tr> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	呼び	開閉速さ(回/分)	1/2	5 以上 20 以下	3/4	1	5 以上 10 以下	1 1/4	1 1/2	2	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ガス栓の種類</th> <th rowspan="2">回数</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>呼び</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ねじガス栓</td> <td></td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">可とう管 ガス栓</td> <td>1/2</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>3/4</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>ホース ガス栓</td> <td></td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	ガス栓の種類		回数	名称	呼び	ねじガス栓		1,000	可とう管 ガス栓	1/2	10,000	3/4	3,000	1	3,000	ホース ガス栓		10,000		<table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び</th> <th>開閉速さ(回/分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/2</td> <td rowspan="2">5 以上 20 以下</td> </tr> <tr> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td rowspan="5">5 以上 10 以下</td> </tr> <tr> <td>1 1/4</td> </tr> <tr> <td>1 1/2</td> </tr> <tr> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	呼び	開閉速さ(回/分)	1/2	5 以上 20 以下	3/4	1	5 以上 10 以下	1 1/4	1 1/2	2	
ガス栓の種類		回数																																																												
名称	呼び																																																													
ねじガス栓		1,000																																																												
可とう管 ガス栓	1/2	10,000																																																												
	3/4	3,000																																																												
	1	3,000																																																												
ホース ガス栓		10,000																																																												
呼び	開閉速さ(回/分)																																																													
1/2	5 以上 20 以下																																																													
3/4																																																														
1	5 以上 10 以下																																																													
1 1/4																																																														
1 1/2																																																														
2																																																														
ガス栓の種類		回数																																																												
名称	呼び																																																													
ねじガス栓		1,000																																																												
可とう管 ガス栓	1/2	10,000																																																												
	3/4	3,000																																																												
	1	3,000																																																												
ホース ガス栓		10,000																																																												
呼び	開閉速さ(回/分)																																																													
1/2	5 以上 20 以下																																																													
3/4																																																														
1	5 以上 10 以下																																																													
1 1/4																																																														
1 1/2																																																														
2																																																														
25 入口側及び出口側の取付部が自由に回る機構(施工用可動部を除く。)は、回転角度に応じた角度の6,000回の反復使用をした後、技術上の基準の欄の21に定める基準に適合すること。		25 回転角度に応じた回転操作を毎分 5 回以上20回以下の速さで6,000回繰り返した後、検査の方法の欄の21に定める試験を行い、確認すること。 ただし、回転する最大の角度が180°以上であるものにあつては、180°の回転操作とする。	25 B欄に掲げる方法により試験を行い、基準に適合することを確認したのもつて合格したものとす	25 入口側及び出口側の取付部が自由に回る機構は、回転角度に応じた角度の6,000回の反復使用をした後、技術上の基準の欄の21に定める基準に適合すること。	25 回転角度に応じた回転操作を毎分 5 回以上20回以下の速さで6,000回繰り返した後、検査の方法の欄の21に定める試験を行い、確認すること。 ただし、回転する最大の角度が180°以上であるものにあつては、180°の回転操作とする。	25 B欄に掲げる方法により試験を行い、基準に適合することを確認したのもつて合格したものとす	通達との整合 語句の修正																																																							
26 過流出安全機構は、1,000 回の反復使用をした後、技術上の基準の欄の12に定める基準に適合すること。	26 過流出安全機構を作動させる操作を毎分 5 回以上20回以下の速さで1,000回繰り返した後、検査の方法の欄の12に定める試験を行い、確認すること。	26 B欄に掲げる方法により作動させる操作を1,000回繰り返した後、B欄の11及び12の試験を行い確認したのもつて合格したものとす	26 過流出安全機構は、1,000 回の反復使用をした後、技術上の基準の欄の12に定める基準に適合すること。	26 過流出安全機構を作動させる操作を毎分 5 回以上20回以下の速さで1,000回繰り返した後、検査の方法の欄の12に定める試験を行い、確認すること。	26 B欄に掲げる方法により作動させる操作を1,000回繰り返した後、B欄の11及び12の試験を行い確認したのもつて合格したものとす	語句の修正																																																								
27 ロック機構は、次の表のガス栓の種類に掲げる種類ごとにそれぞれ同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、使用上支障のある欠陥がないこと。	27 開閉の操作を毎分 5 回以上20回以下の速さで技術上の基準の欄に掲げる回数繰り返した後、目視により確認すること。	27 B欄に掲げる方法により試験を行い、基準に適合することを確認したのもつて合格したものとす	27 ロック機構は、次の表のガス栓の種類に掲げる種類ごとにそれぞれ同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、使用上支障のある欠陥がないこと。	27 開閉の操作を毎分 5 回以上20回以下の速さで技術上の基準の欄に掲げる回数繰り返した後、目視により確認すること。	27 B欄に掲げる方法により試験を行い、基準に適合することを確認したのもつて合格したものとす	語句の修正																																																								

新			旧			備考																																								
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)																																									
<p>28 次の表のガス栓の種類に掲げる種類ごとにそれぞれ同表の衝撃力の欄に掲げる衝撃力を加えた後、技術上の基準の欄の21に定める基準に適合し、かつ、使用上支障のある欠陥がないこと。ただし、ボックス型ガス栓にあっては、この限りでない。</p> <p>表：略</p>	<p>28 <u>JIS S 2120(2019)</u>ガス栓の <u>9.13</u> 耐衝撃性試験 a)に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。</p>	<p>28 B欄に掲げる方法により試験を行った後、B欄の21に定める試験を行い確認したもの及び目視により使用上支障のある欠陥がないことを確認したものを合格したものとする。</p>	<p>28 次の表のガス栓の種類に掲げる種類ごとにそれぞれ同表の衝撃力の欄に掲げる衝撃力を加えた後、技術上の基準の欄の21に定める基準に適合し、かつ、使用上支障のある欠陥がないこと。ただし、ボックス型ガス栓にあっては、この限りでない。</p> <p>表：略</p>	<p>28 <u>日本工業規格 S 2120(2000)</u>ガス栓の <u>8.12</u> 耐衝撃性試験に定める規格に適合する方法により試験を行い、確認すること。</p>	<p>28 B欄に掲げる方法により試験を行った後、B欄の21に定める試験を行い確認したもの及び目視により使用上支障のある欠陥がないことを確認したものを合格したものとする。</p>	引用 JIS 最新版の適用																																								
29～30 略	29～30 略	29～30 略	29～30 略	29～30 略	29～30 略																																									
<p>31 ストップ機構は、次の表のガス栓の種類に掲げる種類ごとにそれぞれ同表の回転力の欄に掲げる回転力を加えた後、技術上の基準の欄の21に定める基準に適合し、かつ、使用上支障のある欠陥がないこと。</p> <table border="1" data-bbox="231 1003 534 1591"> <thead> <tr> <th colspan="2">ガス栓の種類</th> <th rowspan="2">回転力 (単位 N・m)</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>呼び</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">ねじ ガス栓</td> <td>1/2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>3/4</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td rowspan="4">15</td> </tr> <tr> <td>1 1/4</td> </tr> <tr> <td>1 1/2</td> </tr> <tr> <td>2</td> </tr> <tr> <td>可とう管 ガス栓</td> <td></td> <td rowspan="2">4</td> </tr> <tr> <td>ホース ガス栓</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ガス栓の種類		回転力 (単位 N・m)	名称	呼び	ねじ ガス栓	1/2	5	3/4	10	1	15	1 1/4	1 1/2	2	可とう管 ガス栓		4	ホース ガス栓		<p>31 液化石油ガスの通路が閉ざされた状態及び液化石油ガスの通路が開かれた状態において、トルクレンチにより技術上の基準の欄に掲げる回転力を加えた後、検査の方法の欄の21の試験を行い、かつ、目視により確認すること。</p>	<p>31 B欄に掲げる方法により試験を行った後、B欄の21の試験を行い確認したもの及び使用上支障のある欠陥がないことを目視により確認したものを合格したものとする。</p>	<p>31 ストップ機構は、次の表のガス栓の種類に掲げる種類ごとにそれぞれ同表の回転力の欄に掲げる回転力 <u>(ガスコンセントにあっては、400Nの力)</u>を加えた後、技術上の基準の欄の21に定める基準に適合し、かつ、使用上支障のある欠陥がないこと。</p> <table border="1" data-bbox="1389 1003 1691 1591"> <thead> <tr> <th colspan="2">ガス栓の種類</th> <th rowspan="2">回転力 (単位 N・m)</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>呼び</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">ねじ ガス栓</td> <td>1/2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>3/4</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td rowspan="4">15</td> </tr> <tr> <td>1 1/4</td> </tr> <tr> <td>1 1/2</td> </tr> <tr> <td>2</td> </tr> <tr> <td>可とう管 ガス栓</td> <td></td> <td rowspan="2">4</td> </tr> <tr> <td>ホース ガス栓</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ガス栓の種類		回転力 (単位 N・m)	名称	呼び	ねじ ガス栓	1/2	5	3/4	10	1	15	1 1/4	1 1/2	2	可とう管 ガス栓		4	ホース ガス栓		<p>31 液化石油ガスの通路が閉ざされた状態及び液化石油ガスの通路が開かれた状態において、トルクレンチにより技術上の基準の欄に掲げる回転力 <u>(ガスコンセントにあっては、400N の力)</u>を加えた後、検査の方法の欄の21の試験を行い、かつ、目視により確認すること。</p>	<p>31 B欄に掲げる方法により試験を行った後、B欄の21の試験を行い確認したもの及び使用上支障のある欠陥がないことを目視により確認したものを合格したものとする。</p>	通達との整合
ガス栓の種類		回転力 (単位 N・m)																																												
名称	呼び																																													
ねじ ガス栓	1/2	5																																												
	3/4	10																																												
	1	15																																												
	1 1/4																																													
	1 1/2																																													
	2																																													
可とう管 ガス栓		4																																												
ホース ガス栓																																														
ガス栓の種類		回転力 (単位 N・m)																																												
名称	呼び																																													
ねじ ガス栓	1/2	5																																												
	3/4	10																																												
	1	15																																												
	1 1/4																																													
	1 1/2																																													
	2																																													
可とう管 ガス栓		4																																												
ホース ガス栓																																														



新			旧			備考
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	
32 温度-5℃から120℃までにおいて、使用上支障のないものであること。	32(1) 温度-5℃以下の状態において、検査の方法の欄の21及び23に定める試験を行い、確認すること。  (2) 温度 120℃以上の状態に 30 分間以上放置し、常温に復した後、検査の方法の欄の 21 及び 23 に定める試験を行い、確認すること。	32 温度-5℃から120℃までにおいて、使用上支障のないことについては、次に掲げる試験を行い適合することを確認したものをもって合格したものとする (1) 液化石油ガスの通路を開の状態とし、温度-10℃以下の低温恒温槽に30分間以上放置した後 <b>取り出し</b> 、10分間以内に21及び23に定める試験を行い確認すること。 (2) 液化石油ガスの通路を開の状態とし、温度 120℃以上の高温恒温槽に 30 分間以上放置した後取り出し、さらに 2 時間以上放置して常温に復した後、21 及び 23 に定める試験を行い確認すること。	32 温度-5℃から120℃までにおいて、使用上支障のないものであること。	32(1) 温度-5℃以下の状態において、検査の方法の欄の21及び23に定める試験を行い、確認すること。  (2) <b>感熱式ガス栓(温度により自動的に閉栓する安全機構(120℃以下の温度で作動するものに限る。)を有するガス栓。以下同じ。)</b> 以外のガス栓にあっては、温度 120℃以上の状態に 30 分間以上放置し、常温に復した後、検査の方法の欄の 21 及び 23 に定める試験を行い、確認すること。  (3) <b>感熱式ガス栓にあっては、以下の基準に適合すること。</b> <b>イ 本体材料は日本工業規格 G 5502(2007)球状黒鉛鋳鉄品又は日本工業規格 G 5705(2000)可鍛鋳鉄品のうち黒心可鍛鋳鉄品に規定する材料若しくは同等以上の材料であること。</b> <b>ロ 設定作動温度より 5℃低い温度未満の温度状態に 30 分以上放置し、常温に復したのち、21 及び 23 に定める基準に適合すること。</b> <b>ハ ガス栓を加熱し、設定作動温度より 5℃高い温度以内でガス通路を閉止することを確認し、かつ、常温に復したのち、21 に定める基準に適合すること。</b> <b>ニ 設定作動温度が、仕様書及び／又はカタログなどに表示されていることを確認すること。</b>	32 温度-5℃から120℃までにおいて、使用上支障のないことについては、次に掲げる試験を行い適合することを確認したものをもって合格したものとする (1) 液化石油ガスの通路を開の状態とし、温度-10℃以下の低温恒温槽に30分間以上放置した後 <b>取り出し</b> 、10分間以内に21及び23に定める試験を行い確認すること。 (2) 液化石油ガスの通路を開の状態とし、温度 120℃以上の高温恒温槽に 30 分間以上放置した後取り出し、さらに 2 時間以上放置して常温に復した後、21 及び 23 に定める試験を行い確認すること。  (3) <b>B欄に定める基準に適合することを確認すること。</b>	語句の修正  通達との整合

新			旧			備考
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	
33 略	33 略	33 略	33 略	33 略	33 略	
<u>34 遠隔操作機構(有線式のものを除く。)を有しないものであること。</u>	<u>34 説明資料等により確認すること。</u>	<u>34 B 欄に掲げる方法により確認したのもをもって合格したものとす</u> <u>る。</u> <u>・「遠隔操作機構」とは、液化石油ガス器具等本体から離れた位置で液化石油ガス器具等を運転するための仕組みをいう。操作用コントローラー、アプリなどのソフト、通信回線を利用したスマートフォンスピーカー、液化石油ガス器具等本体の音声利用も含まれる。</u>	新設	新設	新設	通達との整合
<u>35 見やすい箇所に容易に消えない方法で液化石油ガス用である旨、届出事業者の氏名又は名称、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称、製造年月、製造番号、接続されるべき燃焼器具の液化石油ガス消費量の上限(単位は kW とする。ホースガス栓に限る。)、適応する管の呼び(配管用フレキ管を接続するものに限る。)</u> 及び使用上の注意事項(過流出安全機構を有するものに限る。) <u>が表示されていること。ただし、届出事業者又は検査機関の氏名又は名称については、その者が経済産業大臣の承認を受け、又は経済産業大臣に届け出た場合に限り、その承認を受けた略称又は届け出た登録商標(商標法(昭和34年法律第127号)第2条第5項の登録商標をいう。)を用いることができる。</u>	<u>35 目視等により確認すること。</u>	<u>35 目視等により、次に掲げる基準に適合する方法により表示されていることを確認したのもをもって合格したものとす</u> <u>る。</u> <u>(1)「見やすい箇所」とは、硬質管(金属フレキシブルホースを含む。)及び硬質管以外の管と接続することにより見えなくなる部分及び本体の底部以外の部分をいう。</u> <u>(2) 液化石油ガス用である旨、届出事業者の氏名又は名称、製造年月及び製造番号の表示は、刻印、鋳出し又はエッチング等により容易に消滅しないものとする。</u> <u>(3)「製造年月」は、西暦により、例えば、2020年7月に製造されたものであれば 2007 と表示すること。</u> <u>(4)「使用上の注意事項」とは、安全機構が作動した場合の解除に関する事項とする。</u>	<u>34 見やすい箇所に容易に消えない方法で液化石油ガス用である旨、届出事業者の氏名又は名称、国内登録検査機関の氏名又は名称、製造年月、製造番号、接続されるべき燃焼器具の液化石油ガス消費量の上限(単位は kW とする。ホースガス栓に限る。)、適応する管の呼び(配管用フレキ管を接続するものに限る。)</u> 及び使用上の注意事項(過流出安全機構を有するものに限る。) <u>が表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣に届け出た登録商標又は経済産業大臣の承認を受けた略称をもって代えることができる。</u>	<u>34 目視等により確認すること。</u>	<u>34 目視等により、次に掲げる基準に適合する方法により表示されていることを確認したのもをもって合格したものとす</u> <u>る。</u> <u>(1)「見やすい箇所」とは、硬質管(金属フレキシブルホースを含む。)及び硬質管以外の管と接続することにより見えなくなる部分及び本体の底部以外の部分をいう。</u> <u>(2) 液化石油ガス用である旨、届出事業者の氏名又は名称、製造年月及び製造番号の表示は、刻印、鋳出し又はエッチング等により容易に消滅しないものとする。</u> <u>(3)「製造年月」は、西暦により、例えば、2011年12月に製造されたものであれば 1112 と表示すること。また、経済産業大臣の承認を受けた記号をもって代えることができる。</u> <u>(4)「使用上の注意事項」とは、安全機構が作動した場合の解除に関する事項とする。</u>	字句の修正  省令別表第3との整合

第3章 検査設備、検査設備の基準（省令別表第4に定める基準）及び合格判定基準

新			旧			備考
検査設備	検査設備の基準	合格判定基準	検査設備	検査設備の基準	合格判定基準	
1 気密試験設備	1 窒素を充てんした容器又は圧縮機(22.5kPa 以上までの圧力を加えることができるもの)、圧力計、液化石油ガス漏えい検知器及び精密ガス流量計(ソープフィルムメーター、バブルインジケーター又はこれと同等以上の精度を有するもの)を備えていること。	1 気密試験設備については、次に掲げる事項に適合することを確認したものをもって合格したものとす。 (1) 空気(又は窒素)圧を 22.5kPa として、JIS S 2120(2019)ガス栓の 9.4 気密試験 a)に定める規格に適合する方法により試験を行うことができ、漏れ量が 20mL/h 以下であることを確認できるものであること。 (2) 定期的な校正等で、精度等を維持していること。	1 気密試験設備	1 窒素を充てんした容器又は圧縮機(22.5kPa 以上までの圧力を加えることができるもの)、圧力計、液化石油ガス漏えい検知装置及び精密ガス流量計(ソープフィルムメーター、バブルインジケーター又はこれと同等以上の精度を有するもの)を備えていること。	1 気密試験設備については、次に掲げる事項に適合することを確認したものをもって合格したものとす。 (1) 空気(又は窒素)圧を 22.5kPa として、日本工業規格 S 2120(2000)ガス栓の 8.4 気密試験 a)に定める規格に適合する方法により試験を行うことができ、漏れ量が 20mL/h 以下であることを確認できるものであること。 (2) 定期的な校正等で、精度等を維持していること。	省令別表第4との整合 引用 JIS 最新版の適用
2 略	2 略	2 略	2 略	2 略	2 略	

第4章～第10章 略

第11章 付加機能検査

新		旧		備考
第11章 付加機能検査	<p>1. 本章は、別に定める特定製品認証制度又はフォローアップ制度において適用する。</p> <p>2. 次に掲げるガス栓については、当該ガス栓の第1検査又は製品検査において、それぞれ該当する基準を追加するものとする。</p> <p>(1) 検査孔・ドレン孔付ガス栓にあつては、別紙1「検査孔付ガス栓及びドレン孔付ガス栓に係る追加確認基準」を適用する。</p> <p>(2) 配管用フレキ管接続ガス栓にあつては、別紙2「配管用フレキ管接続ガス栓性能確認基準」を適用する。ただし、継続する第1検査又は製品検査には適用しない。</p> <p>(3) ON・OFF ヒューズガス栓にあつては、別紙3「ON・OFF ヒューズガス栓技術基準」を適用する。ただし、確認は依頼試験によるものとし、オンオフ機構が同一の場合、1口及び2口の代表的な型式のみについて実施し、その他の型式については、つまみ等を操作して機構の開閉を確認する。また、継続する第1検査又は製品検査には適用しない。</p> <p>(4) IPX5仕様ガス栓にあつては、別紙4「IPX5仕様ガス栓性能確認基準」を適用する。ただし、継続する第1検査又は製品検査には適用しない。</p> <p>3. ガス漏れ警報遮断機構付ガス栓については「液化石油ガス用ガス漏れ警報遮断機構付ガス栓検査規程」(LIA-221)を適用する。</p>	第11章 付加機能検査	<p>1. 本章は、別に定める特定製品認証制度又はフォローアップ制度において適用する。</p> <p>2. 次に掲げるガス栓については、当該ガス栓の第1検査、製品検査又は予備検査において、それぞれ該当する基準を追加するものとする。</p> <p>(1) 検査孔・ドレン孔付ガス栓にあつては、別紙1「検査孔付ガス栓及びドレン孔付ガス栓に係る追加確認基準」を適用する。</p> <p>(2) 配管用フレキ管接続ガス栓にあつては、別紙2「配管用フレキ管接続ガス栓性能確認基準」を適用する。ただし、継続する第1検査、製品検査又は予備検査には適用しない。</p> <p>(3) ON・OFF ヒューズガス栓にあつては、別紙3「ON・OFF ヒューズガス栓技術基準」を適用する。ただし、確認は特別依頼によるものとし、オンオフ機構が同一の場合、1口及び2口の代表的な型式のみについて実施し、その他の型式については、つまみ等を操作して機構の開閉を確認する。また、継続する第1検査、製品検査又は予備検査には適用しない。</p> <p>(4) IPX5仕様ガス栓にあつては、別紙4「IPX5仕様ガス栓性能確認基準」を適用する。ただし、継続する第1検査、製品検査又は予備検査には適用しない。</p> <p>3. ガス漏れ警報遮断機構付ガス栓については「液化石油ガス用ガス漏れ警報遮断機構付ガス栓検査規程」(LIA-221)を適用する。</p>	

新	旧	備考
別紙1 検査孔付ガス栓及びドレン孔付ガス栓に係る追加確認基準 1～3 略 4. 試験に用いる試料は、原則として第1検査又は製品検査試料にて実施する。なお、スプリング式バルブ耐久試験の試料数は5個とする。	別紙1 検査孔付ガス栓及びドレン孔付ガス栓に係る追加確認基準 1～3 略 4. 試験に用いる試料は、原則として第1検査、製品検査又は予備検査試料にて実施する。なお、スプリング式バルブ耐久試験の試料数は5個とする。	予備検査の記述を削除

別紙2 配管用フレキ管接続ガス栓性能確認基準 略

別紙3 ON・OFF ヒューズガス栓技術基準 略

別紙4 IPX5 仕様ガス栓性能確認基準

新			旧			備考
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	
1 放水(噴流)により、ガス栓の内部に水が浸入することがない構造であること。	1 放水(噴流)により、ガス栓の内部に水が浸入することがない構造であることについては、JIS C 0920(2003)電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)の第二特性数字で表される保護等級5(噴流に対して保護する。)に適用される試験方法14.2.5に規定する方法により、次に示す設置状態の4通りの組合せにおいて、ガス栓を1回転/分以上の速度で回転させている状態で、本体とつまみの間に向けて10分間放水することにより確認する。  ① 栓の回転軸 : 鉛直及び水平方向 ② 栓の開閉状態 : 開及び閉	1 放水(噴流)により、ガス栓の内部に水が浸入することがない構造であることについては、B欄に掲げる検査の方法により放水(噴流)した後、設置した方向を維持した状態でつまみ等を取り外し、ガス栓の内部(防水保護されている内部)に水が浸入していないことを目視等により確認したものを合格したものとする。	1 放水(噴流)により、ガス栓の内部に水が浸入することがない構造であること。	1 放水(噴流)により、ガス栓の内部に水が浸入することがない構造であることについては、日本工業規格 C 0920(2003)電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)の第二特性数字で表される保護等級5(噴流に対して保護する。)に適用される試験方法14.2.5に規定する方法により、次に示す設置状態の4通りの組合せにおいて、ガス栓を1回転/分以上の速度で回転させている状態で、本体とつまみの間に向けて10分間放水することにより確認する。  ① 栓の回転軸 : 鉛直及び水平方向 ② 栓の開閉状態 : 開及び閉	1 放水(噴流)により、ガス栓の内部に水が浸入することがない構造であることについては、B欄に掲げる検査の方法により放水(噴流)した後、設置した方向を維持した状態でつまみ等を取り外し、ガス栓の内部(防水保護されている内部)に水が浸入していないことを目視等により確認したものを合格したものとする。	表記の変更
2 IPX5仕様である旨を製品に表示しているか、若しくは梱包又は取扱説明書にその旨を記載していること。	2 目視等により確認すること。	2 IPX5仕様を示す表記(例「IPX5」)が本体又はつまみの見やすい箇所に表示されているか、梱包又は取扱説明書にIPX5仕様である旨が記載されていることを確認したものを合格したものとする。 ただし、「IPX5」以外の表記を表示又は記載する場合には、IPX5仕様である旨を梱包又は取扱説明書に記載していること。	2 IPX5仕様である旨を製品に表示しているか、若しくは梱包又は取扱説明書にその旨を記載していること。	2 目視等により確認すること。	2 IPX5仕様を示す表記(例「IPX5」)が本体又はつまみの見やすい箇所に表示されているか、梱包又は取扱説明書にIPX5仕様である旨が記載されていることを確認したものを合格したものとする。 ただし、「IPX5」以外の表記を表示又は記載する場合には、IPX5仕様である旨を梱包又は取扱説明書に記載していること。	